

平成29年(ネ)第2579号 損害賠償等請求控訴事件

控訴人(一審原告) 對 馬 靖 人

被控訴人(一審被告) 藍澤證券株式会社 外1名

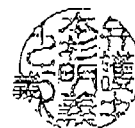
### 控 訴 答 弁 書

平成29年8月10日

東京高等裁判所第12民事部 御中

被控訴人藍澤證券株式会社訴訟代理人

弁護士 本 杉 明



同 佐 伯 理



同 鏡 味 靖



同訴訟復代理人

弁護士 湯 淺 育



### 控 訴 の 趣 旨 に 対 す る 答 弁

- 1 本件控訴を棄却する
- 2 控訴費用は、第1審、2審とも控訴人(一審原告)の負担とするとの判決を求める。

## 控訴の理由に対する反論

### 第1 原判決の判断等

#### 1 一審における控訴人の主張

控訴人（一審原告）は、被控訴人（一審被告）藍澤証券株式会社（以下「被控訴人藍澤証券」という。）に対し、①主位的には本件商品について目論見書どおりの運用がなされなかったことないしは被控訴人藍澤証券が目論見書どおりの運用をさせる義務を怠ったこと（債務不履行）に基づき、②予備的に説明義務違反ないし金融商品取引法17条違反（不法行為）を理由とする損害賠償請求をした。

#### 2 原判決の判断

これに対し、原判決は、概要以下の理由により、控訴人の請求をいずれも棄却した。

- (1) 債務不履行の主張（主位的請求原因）については、そもそも、被控訴人藍澤証券が、目論見書どおりに運用されるようFCインベストメントを管理・監督する義務を負っていない（原判決37頁以下）。
- (2) 不法行為の主張（予備的請求原因）については、①説明義務の対象事項については合理的な投資判断をすることが可能な程度に説明義務が尽くされた（原判決39頁以下）。②目論見書に「虚偽の記載」はなく「誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けている場合」にも該当しないから金融商品取引法17条違反もない（原判決43頁以下）。

### 第2 本件控訴に理由がないこと

#### 1 控訴理由の骨子

控訴理由書によれば、本件控訴理由は、結局、原審における控訴人の主張の

繰り返してである。控訴人は、被控訴人藍澤証券に対して債務不履行責任、不法行為責任（説明義務違反ないし金融商品取引法17条違反）を追及しているが、いずれの請求も、「本件商品の収益源物件に関する評価や基準価格・分配金額の決定が目論見書の記載に反して行われた」、「目論見書の記載内容が虚偽であった」ということを前提としている。

## 2 目論見書の記載に反する運用がなされた事実が存在しないこと

しかしながら、原審から何度も主張しているとおおり、そもそも、本件商品について、目論見書の記載と異なる運用がなされたという事実自体が存在しない。原判決も同様の認定判断をしているが、以下、改めて述べる。

### (1) 収益源物件の評価方法

ア 甲8号証から明らかなおおり、純資産価額の決定の再開後に採用された「早期売却を前提とする評価額」は、あくまで収益還元法に重きを置いた上で、早期売却を前提とした一定の修正を加えたにすぎない（須藤調書5頁）。収益還元法という評価方法自体は維持されていたのである（原判決44頁）。

イ したがって、収益源物件の評価方法に関し、目論見書の記載と異なる運用がなされた事実はない。

ウ なお、目論見書上、収益源物件の評価方法は収益還元法に限定されていない。このことは、「鑑定評価額に関するリスク」として「同じ物件について鑑定を行った場合でも、不動産鑑定士、評価方法、調査方法または調査時期によって鑑定評価額が異なる可能性があります。」と記載されていることから明らかである（甲2の1）。

### (2) 分配金の支払

ア 目論見書上、分配金の額は、原則として不動産収益から費用を差し引いた額が支払原資とされる一方で、管理会社であるFCインベストメントがその裁量で決定することも明記され、分配されないこともあると明記され

ている（甲2の1）。

イ そうである以上、本件における分配金の減額を捉えて、目論見書の記載に反する分配金支払がなされたということとはできない（原判決42頁）。

ウ なお、本件では、リーマンショック直後に起きた顧客からの買戻し請求の殺到に対応するため、投資対象不動産の早期売却を余儀なくされてしまったことにより、収益源物件自体が減少したため得られる不動産収益の総額も減少し、結果的に分配金の額も下落してしまったものであり、相場環境の変化によるものである。

### (3) 借入制限超過の不存在

ア 目論見書（甲2の1）には、「営業者の借入に関するリスク」として「管理会社も受託会社も、各営業者又はリミテッド・パートナーシップによる借入および債務負担などの投資活動をコントロールする法的な権限を有していません。」と明記されている（甲2の1・34頁）。投資対象たる不動産を運営する各営業者については、何ら借入制限は設けられていないのである（甲2の1、須藤調書6頁～7頁）。

イ したがって、この点についても、目論見書の記載と異なる運用がなされたという事実はない。

### (4) まとめ

上記のとおりであり、本件においては、そもそも目論見書の記載に反する運用がなされたという事実もないし、目論見書に虚偽の記載も存在しない。これらの事情を前提とする控訴人の控訴理由は、前提において大きく間違っている。

## 3 被控訴人藍澤証券に債務不履行責任がないこと

### (1) FCインベストメントを管理・監督する義務を負わない

ア 原審から繰り返し主張してきたとおり、被控訴人藍澤証券は本件商品の販売会社であって、顧客である控訴人からの売買注文を受付しているにす

ぎない。

イ そして、目論見書上（甲2の1）、形式上の受益権者である被控訴人藍澤證券が実質的受益権者のために行使することができる権利は、①分配請求権、②買戻請求権、③残余財産分配請求権、④損害賠償請求権、⑤受益者総会での議決権とされている。これ以外に、本件商品の運用等について指示・指導をする権限など目論見書のどこにも記載されていないのである。

#### （2）控訴人独自の見解であること

なお、控訴人は、被控訴人藍澤證券が本件商品の唯一の販売会社であることや代行協会員であることが管理監督義務の発生根拠になるとも主張しているが、原判決も述べるとおり、そのような事情から管理監督義務が導かれる根拠が不明であり、控訴人独自の見解にすぎない（原判決39頁）。

#### （3）まとめ

以上のとおりであり、本件商品について目論見書の記載どおりに運用がなされなかったという事実自体存在しないし、被控訴人藍澤證券が、控訴人との関係で、「管理会社に対して目論見書どおりの運用をさせる義務」を負うこともない。

したがって、被控訴人藍澤證券が債務不履行責任を負うことはあり得ず、同旨の理由で控訴人の主位的請求を棄却した原判決は正当である。

### 4 被控訴人藍澤證券に説明義務違反がないこと

#### （1）説明義務の対象

ア 本件商品の仕組みを簡単に述べると、間接的に不動産（収益源物件）に投資し、投資対象不動産（収益源物件）から得られる不動産収益を源泉として投資家に分配するというものである（甲2の1・5頁の図、乙4の1・図）。本件商品は不動産を投資対象とするものであるため、投資対象たる不動産価値の変動により本件商品の基準価格も変動し、また、得られる不動産収益が変動すれば分配金額も変動することになる。

イ そして、上記のような本件商品の仕組みに加え、投資対象たる不動産価格（評価額）が下落すれば本件商品の基準価格も下落し、また、それに伴う収益性の悪化により分配金の額も減少するおそれがあること（以下「価格変動リスク」という。）に関する説明がなされれば、顧客の投資判断にとって十分な情報提供がなされたといえることができる。

(2) 須藤の説明により控訴人が十分に理解していたこと

ア 原判決が認めるとおり、須藤は、控訴人に対し、目論見書（甲2の1等）及び販売用資料（乙4の1等）を用いて本件商品の仕組み等について説明し、上記価格変動リスクについても口頭で説明した。

イ そして、控訴人は、目論見書の内容を確認し、本件商品が間接的に不動産に投資するものであって、価格変動リスクが存在することについて十分に理解・認識した（控訴人調書41頁）。

ウ とところで、不動産の価格は幾つもの要因が複雑に重なり合って変動するものであり、投資対象不動産の価格下落要因たり得る全ての事項について説明することがおよそ不可能であることはいうまでもない。原判決も述べるとおり、評価方法の変更を含めた不動産価格下落の具体的要因や下落の程度についてまでは説明義務の対象とすることは不適當であって、このような将来的な見通しについては、まさに顧客の自己責任に基づく投資判断に委ねられるべき事柄である（原判決41頁）。

(3) 説明義務が尽くされていること

上記のとおりであり、須藤は、本件商品の仕組みやリスクにつき、販売用資料や目論見書（甲2の1ないし甲2の3、乙4の1ないし乙4の3）を用いて十分な説明をし、控訴人も、目論見書の交付を受け、これをよく読んで上記の点について認識・理解していたのであって（控訴人調書31頁）、須藤が説明義務を尽くしたことは明らかである。

(4) 控訴人が主張する事柄は説明義務の対象外であること

ア なお、このほかにも、控訴人は、①原告が形式的受益者ではないこと、②原告が被告藍澤証券に対して自己に代わって受益権を行使するよう依頼したとしてもそれに応じる義務がないこと、③分配金の算定について目論見書どおりにはなされないこと、④ファンドの借入制限に関する目論見書の記載が虚偽であることを説明すべきであったと主張する。

イ しかし、原判決がいうとおり、①については投資判断にとって必要不可欠な事情とはいえないし、②については、そもそも目論見書にそのような記載自体存しないのであって、いずれも説明義務の対象たり得ない（原判決40頁）。また、③④については、前述のとおり、「分配金の算定が目論見書どおりになされない」、「借入制限に関する記載が虚偽」という前提自体が誤っているのであり、説明義務違反を問う前提自体が欠けている（原判決42～43頁）。

5 金融商品取引法17条違反もない

(1) 虚偽記載等がないこと

繰り返しになるが、収益源物件の評価方法、分配金の算出方法及び借入比率の点について、目論見書の記載に反した運用がなされたという事実自体存しない。

(2) 目論見書に明記されていること

ア 目論見書には、「鑑定評価額に関するリスク」として、本件商品に関する不動産の評価方法が収益還元法に限定されていないことが明記されている（甲2の1）。

イ 分配金の額についても、「不動産収益の総額から費用の総額を控除した総額を支払原資とする」という、目論見書に明記されているとおりの方法で算定されている（甲2の1・3頁，5頁の図）。前述のとおり、分配金の減額は、殺到した買戻し請求に対応するために投資対象不動産の早期売

却を余儀なくされ（甲7）、投資対象不動産自体減少して得られる収益総額も減少してしまったからである。なお、分配金額が管理会社の裁量により決定される旨明記されていることも既に述べた。

ウ さらに、目論見書には、「営業者の借入に関するリスク」として各営業者については借入制限が設けられていないことも明記されている（甲2の1）。

### （3）まとめ

このように、本件商品の目論見書（甲2の1ないし甲2の3）については、「重要な事項」についての虚偽記載もなければ、重要事項若しくは誤解を生じさせないための必要事項に関する記載の欠落もない（原判決43頁以下）。

したがって、そもそも、本件商品の目論見書（甲2の1ないし甲2の3）は虚偽記載等のある目論見書ではないから、被控訴人藍澤証券が金商法17条の責任を負うことはあり得ない。

## 第3 消滅時効について（争点⑥）

上記のとおり、被控訴人藍澤証券が控訴人に対して不法行為責任を負うことはあり得ないのであるが、百歩譲って不法行為責任を負うとしても、既に時効消滅している。

### 1 損害及び加害者を知ったこと

（1）原判決も認めるとおり、控訴人は、平成21年1月5日、自ら「第一次の損害賠償請求」と称して、被控訴人藍澤証券に対し、損害賠償を請求する旨のFAXを送信している（原判決7頁。乙3）。また、尋問において、「これは明らかにおかしいから賠償してくれという要求をした」と述べている（控訴人調書12頁）。

（2）控訴人自身、その陳述書において、本件商品の純資産価格下落後に小幡支



店長から聞いたリスクは、須藤からは説明を受けていないものだったと明確に述べている（甲40）。そのため、控訴人は、被控訴人藍澤証券に対し、本件につき、平成21年1月5日、損害賠償として「本件商品を購入しなかった前の状態に戻して、購入時に支払った金銭などを返却すること」を求めたのである（甲40）。

(3) つまり、控訴人は、平成21年1月5日時点において、須藤による説明義務違反の事実を認識し、被控訴人藍澤証券に対して損害賠償請求をしているのであるから、どんなに遅くとも、同日時点までに「損害及び加害者」を知っていたことは明らかである。

(4) したがって、消滅時効の起算日は、遅くとも平成21年1月5日である。

## 2 時効期間の経過と消滅時効の援用

(1) 上記のとおり、消滅時効の起算日は平成21年1月5日であるところ、既に平成24年1月5日は経過している。

(2) なお、控訴人が被控訴人藍澤証券に対して民事調停を申し立てたのは平成25年3月18日であり、同調停は時効期間経過後に申し立てられたものであって、民法151条による時効中断効は生じない。

(3) そして、被控訴人藍澤証券は、平成27年1月13日の原審第3回弁論準備手続期日において、金融商品取引法17条に基づく損害賠償請求権につき、消滅時効を援用する旨の意思表示をした（原判決8頁以下）。

(4) また、同年2月26日の原審第4回弁論準備手続期日において、不法行為（説明義務違反）に基づく損害賠償請求権につき、消滅時効を援用する旨の意思表示をした（原判決8頁以下）。

## 3 まとめ

上記のとおりであり、そもそも被控訴人藍澤証券が控訴人に対して不法行為責任を負うことはないのであるが、万が一不法行為が成立したとしても、それに基づく損害賠償義務は既に時効消滅した。

したがって、いずれにしろ、被控訴人藍澤証券が不法行為に基づく損害賠償責任を負うことはない。

#### 第4 民事調停での和解申出について

##### 1 責任を認めた事実はないこと

控訴人は、三島簡易裁判所における債務不存在確認調停において被控訴人藍澤証券が700万円の解決金を支払う旨申し出たことを捉え、被控訴人藍澤証券が責任を認めたと述べるが、被控訴人藍澤証券が責任を認めた事実は一切ない。

##### 2 控訴人への対応に苦慮していたこと

一言でも述べたが、控訴人は、本件以後、連日のように来店し、支店長らは、言頭での説明や説明会の開催を余儀なくされていた（原判決8頁）。しかも、控訴人は、三島駅付近で本件に関するビラを配布するといった行動にも出ていた（控訴人調書41頁）。また、控訴人は、本件について控訴人、被控訴人らが提出した訴状や準備書面等をインターネット上に全て公開している（乙8）。

##### 3 三期解決のための提案であった

このような控訴人への対応に苦慮していた被控訴人藍澤証券は、一刻も早く控訴人との紛争を終了させたいという考えから、前記解決金の支払を提案したのである。したがって、被控訴人藍澤証券は、責任を認めたものではない。

#### 第5 結語

以上のとおり、控訴人の被控訴人藍澤証券に対する請求に何ら理由がないことは明らかであり、その請求を全部棄却した原判決は至極正当である。

本件控訴は直ちに棄却されなければならない。

以上